令和８年度　第７回　四国中央市農業委員会

総会議事録

四国中央市農業委員会

令和８年度第７回農業委員会総会日程表

日　時　　令和８年10月６日（火）　午後１時３０分～

場　所　　ＪＡうま総合経済センター　　２階会議室

招集者　　四国中央市農業委員会会長　押条和司朗

議事日程

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第３　　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

日程第４　　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

日程第５　　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

日程第６　　議案第４号　農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

日程第７　　議案第５号　非農地判断について

出席委員（18名）

１ 大西嘉一郎	２ 前田和美	３ 髙橋忠明	４ 石川光男
５ 押条和司朗	６ 喜井仁志	７ 池田忠志	８ 篠永賢二
９ 星川俊夫	11 坂上　宏	12 眞鍋正敏	13 曽我部　清
14 川上國次	15 合田　仁	16 村上佳清	17 寺尾悟志
18 鈴木敏也	19 石川武将		

出席農地利用最適化推進委員（21名）

２ 石川　茂	３ 山下宏二	４ 森川雅之	５ 村上徳久
７ 宇髙　勉	８ 鎌倉靜夫	９ 竹本正行	10 大西久史
11 石川秀樹	12 三宅秀明	14 受川清男	15 三好　昇
16 藤原雅秀	17 鈴木健太郎	18 伊藤浩一	19 髙橋藤信
20 越智英樹	21 近藤久美	22 近藤章仁	23 河村啓之

24 竹 内 正 篤

欠席委員（1名）

10 河村久仁彦

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

1 脇　　純 樹　　6 佐 藤 保 之　　13 紀 井 正 明　　25 山 内 浩 史

出席した職員

事務局長　岩 﨑 浩 樹　次　長　三 宅 栄 一　次　長　石川みちる

主　任　大 西 洸 喜

第７回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会　令和８年 10 月６日(13：30～)
ＪＡうま経済センター２階　会議室

局　長　　みなさん、ご起立願います。

局　長　　「礼」ご着席ください。

局　長　　それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会　長　　（会長挨拶）

議　長　　只今の出席委員数は、18 名であります。

議　長　　したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議　長　　よって、第７回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議　長　　議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議　長　　ご報告いたします。総会会議規則第３条の規定により、

10　番　　河村　委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

１ 番　　脇　　委員

６ 番　　佐藤　委員

13 番　　紀井　委員

25 番　　山内　委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議　長　　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

議　長　　会議録署名委員は、総会会議規則第 15 条第２項の規定により、

16 番　村上　委員、17 番　寺尾　委員　を指名いたします。

議　長　　日程第２、報告第１号、「農地法第 18 条第６項の規定による通知」について、を議題といたします。

議　長　　報告を求めます。石川　次長

石　川　　それでは、報告第１号、「農地法第 18 条第６項の規定による通知」について、報告いたします。

番号１の案件については、令和８年８月５日解約。

以上、１件の解約通知がありました。報告を終わります。

議　長　　以上で報告は終わりました。

議　長　　日程第３、議案第１号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議　長　　議案の説明を求めます。石川　次長

石　川　　それでは、議案第１号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第３条第２項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号１の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請するもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。

番号２の案件については、売買による所有権移転です。受人は、現在市外に居住しておりますが、申請地に隣接する所有農地を耕作しており、近々申請地近くに転居する予定で、許可後は水稲の作付を予定しています。

番号３の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請するもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。

番号４の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稲の作付を予定しています。

番号５の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新

たに農地を取得する新規就農者であるため、９月 18 日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号６の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稲の作付を予定しています。

以上で説明を終わります。

議　長　　以上で、議案の説明は終わりました。

議　長　　これより、質疑にはいります。

議　長　　番号１番について、質疑はありませんか。

委　員　　異議ありません。

議　長　　続きまして２番

委　員　　異議ありません。

議　長　　３番

委　員　　異議ありません。

議　長　　４番

委　員　　異議ありません。

議　長　　５番

委　員　　受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、９月 18 日にヒアリング及び現地確認を行いました。

受人は、過去に 20 年ほど農作業経験があり、今回、主に自家消費野菜を作付けする予定であることから営農については問題ありません。また、農機具は耕運機を所有しており、その他の農機具についても知人から借り受けることができるとのことですので、農地の管理についても十分可能であると思われます。また、地域の取り決めごとを遵守し、今後も農業に従事していくことを確認しました。

議　長　　６番

委　員　　異議ありません。

議　長　　ほかに、質疑はありませんか。

委　員　　（「特になし。」との声）

議　長　　格別ないようですので、これより採決いたします。

議　長　　議案第１号、「農地法第３条第１項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第１号は、原案のとおり許可することに決しました。

議　長　　日程第４、議案第２号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議　長　　議案の説明を求めます。大西　主任

大　西　　それでは、議案第２号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は１件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号１の案件について、申請地周辺住民からの駐車場の需要が高く、近隣地に不足している自家用車の駐車場所が必要であることから、市外に居住している申請人が農地を有効に活用したいと考え、申請地に貸駐車場を建設するもので、申請地は第３種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

なお、申請地は平成６年に転用許可を受けた一体利用地とともに、平成８年から貸駐車場として利用していたため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議　長　　以上で、議案の説明は終わりました。

議　長　　これより、質疑にはいります。

議　長　　番号１番について質疑ありませんか。

委　員　　異議ありません。

議　長　　ほかに、質疑はありませんか。

委　員　　（「特になし。」との声）

議　長　　格別ないようですので、これより採決いたします。

議　長　　議案第２号、「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第２号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします

議　長　　日程第５、議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議　長　　議案の説明を求めます。三宅　次長

三　宅　　それでは、議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は４件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号１の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人で、住環境の良い当該地域で住宅用地の需要が高いことから、申請地を譲り受けて分譲宅地を造成するもので、申請地は第３種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号２の案件について、受人は電気工事業を営む法人で、事業の拡大にあた

り不足する駐車場の確保が必要となったため、申請地を譲り受けて駐車場を建設するもので、申請地は第３種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号３の案件について、受人は現在、親と同居しておりますが、長男が親の家を引き継ぐこととなり引っ越しを余儀なくされたため、実家近くの申請地を父から借り受けて一般個人住宅を建築するもので、申請地は第１種農地でありますが、例外許可事由である集落接続に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号４の案件について、受人は現在、家族と賃貸共同住宅に居住しておりますが、かねてより実家近隣にて家を建てるための土地を探しておりました。このたび、実家近くの申請地を父から借り受けて一般個人住宅を建築するもので、申請地は宅地化が進んでおり、市街化が見込まれる地域であるため転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議　長　　以上で、議案の説明は終わりました。

議　長　　これより、質疑にはいります。

議　長　　番号１番について、質疑はありませんか。

委　員　　異議ありません。

議　長　　続きまして２番

委　員　　異議ありません。

議　長　　３番

委　員　　異議ありません。

議　長　　４番

委　員　　異議ありません。

議　長　　ほかに、質疑はありませんか。

委　員　　（「特になし。」との声）

議　長　　格別ないようですので、これより採決いたします。

議　長　　議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第３号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議　長　　日程第６、議案第４号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議　長　　議案の説明を求めます。　大西　主任

大　西　　それでは、議案第４号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定５件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第３項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号１の案件については、５年間の使用貸借です。

番号２の案件については、10 年間の使用貸借です。

番号３の案件については、10 年間の使用貸借です。

番号４の案件については、５年間の使用貸借です。

番号５の案件については、10 年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議　長　　これより、質疑に入ります。

番号１から番号５について、質疑はありませんか。

委　員　　（「特になし。」との声）

議　長　　格別ないようですので、これより採決いたします。

議　長　　採決に入る前に、番号５については、髙橋忠明委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、髙橋委員の退席を求めます。

（髙橋 忠明　委員退席）

議　長　　議案第４号中、番号５、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員であります。

よって、番号５は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。

議　長　　髙橋委員の入室を許可いたします。

（髙橋 忠明　委員　入室・着席）

議　長　　髙橋委員に報告します。髙橋委員関連案件の番号５については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。

議　長　　では、採決を続けます。議案第４号中、番号５以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委　員　　（挙手多数）

議　長　　挙手多数であります。

よって、議案第４号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議　長　　日程第７、議案第５号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議　長　　議案の説明を求めます。　三宅　次長

三　宅　　それでは、議案第５号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号１の案件について、申請者から山林に隣接しており現況が原野化しているとの申出があり、地元農業委員と推進委員とで確認を行いました。

今回、申出地について「非農地」と判断することに承認をいただけましたら、所有者に「非農地通知」を発行し、今後、農地法の規制については対象外となります。

以上で説明を終わります。

議　長　　以上で、議案の説明は終わりました。

議　長　　これより、質疑に入ります。

議　長　　番号１番について、質疑はありませんか。

委　員　　９月７日に現地確認をおこないました。申出地は猪なども出て、20 年くらい耕作できない状況でツルや雑木が茂り既に原野化しております。山に隣接しているため、農地に復元しても継続利用が困難であるため、「非農地」と判断することに問題はありません。

議　長　　ほかに、質疑はありませんか。

委　員　　（「特になし。」との声）

議　長　　格別ないようですので、これより採決いたします。

議　長　　議案第５号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員であります。

よって、議案第５号は、承認することに決しました。

議　長　　以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議　長　　これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委　員　　（「特になし。」との声）

議　長　　ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局　長　　（事務報告）

議　長　　これをもちまして、第７回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

　　慎重なご審議、誠にありがとうございました。

局　長　　ご起立願います。

局　長　　一同「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間　　（13：54）

署　名　人

四国中央市農業委員会

議　長　狎条和司朗

委　員　村上佳清

委　員　寺尾悟志